

# 学費(授業料等)支弁や生活費支弁が 困難な学生の皆さんへ

平成20年秋からの急激な経済不況を受け、主たる家計支持者が、会社の業績悪化等により解雇されたり、自営における経営困難や過度の収入減となったことにより、学費(授業料等)支弁や生活費支弁が困難となった学生の方は、学生センター1番窓口の学生生活課へ相談してください。

状況によっては、授業料納付期限を延期することも可能です。

また、奨学金(利子付)の新規申込や増額を申請することも可能です。

平成21年1月28日

副学長(教育・学生担当)